

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成18年11月10日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、国土交通省が設置した「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会」からの提言「ゼロメートル地帯の今後の高潮対策のあり方について」（以下「提言」という。）に基づき大阪湾における高潮防災対策について調査・検討するもので、提言に關与し、堤防設計手法の全国的な基準作成技術や国の審議会・検討会などの運営及び広域で多様な特性を有する地域の高潮防災対策の調査・検討実績並びに大阪湾の高潮計画及び施設現況に関するデータベースの保有と業務への効果的な活用技術などが必要であることから、（財）国土技術研究センター（以下、「特定公益法人」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大阪湾高潮防災対策検討業務
- (2) 業務内容 本業務は大阪湾において、巨大台風時等における高潮による大規模な浸水を想定した場合の高潮対策の現状分析と課題の抽出を行い、被害最小化策を講じるため、総合的な高潮防災対策に関する基本計画の検討を行うものである。
- (3) 履行期限 平成19年3月30日

3. 業務目的

本業務はハリケーン・カトリーナによる米国ニューオリンズでの大規模な高潮災害をふまえ、ゼロメートル地帯の高潮対策検討会による提言に基づき、大阪湾における高潮災害に対する被害最小化策について、海岸・河川のみならず都市計画、住宅、道路、港湾、鉄道、ライフラインなど各行政機関、企業等を合わせた総合的な高潮防災対策の策定に向けた調査・検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術力に関する要件

平成13年度以降に、3大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）における高潮対策の施策立案に関する業務を受託した実績を有する者であること。

堤防設計手法等の全国的な基準作成実績や国の審議会・検討会などの豊富な支援実績を有していること。

広域で多様な特性を有する地域の高潮防災対策に関する検討実績があること。

大阪湾の高潮計画及び施設現況に関するデータベースを保有していると共に、本業務への効果的な活用が可能なこと。

国の内外を問わず、高潮における被害実態や防災計画に関する豊富な調査・検討実績を有すること。

河川・海岸分野のみならず、道路、都市、住宅など広範な分野の連携による総合的な業務実施体制が確保できること。

(3) 業務執行体制に関する要件

本業務を執行するために必要な「資格」「経験」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

(4) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に国の機関が発注する下記の同種業務の実績を元請けとしてすべて有すること。

「高潮防災計画に関する調査検討業務」

- ・ 複数の行政機関との総合的な調整を要する高潮防災対策に関する業務であること。
- ・ 主たる業務が、高潮に関する防災対策の基本計画策定や危機管理行動計画の検討に関する業務であること。

(5) その他近畿地方整備局長が必要と認める要件

上記要件(2)、(3)、(4)を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586

大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館8階

国土交通省近畿地方整備局 企画部防災課調整第2係

電話：06-6942-1141（代）（内線3431）

FAX：06-6944-4741

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成18年11月10日から平成18年11月29日まで

（土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は9時15分から16時30分まで）

(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成18年11月29日16時30分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または、電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定
期限：

平成 18 年 12 月 18 日 16 時 30 分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成 17・18 年度土木関係建設コンサル
タント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 5(3)によ
り参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定され
た場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該
資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract :The Osaka Bay high tide disaster measures examination business.

(2) Time-limit to express interests : 4:30 p.m. 29 November 2006

(3) Contact point for documentation relating to the proposal : Kinki Regional Development Bureau Ministry of
Land, Infrastructure and transport, 1-5-44, Otemae Chuou-ku, Osaka-city, 540-8586, Japan Tel
06-6942-1141 Fax 06-6944-4741

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs : Kinki Regional
Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure and transport, 1-5-44, Otemae Chuou-ku,
Osaka-city, 540-8586, Japan Tel 06-6942-1141 Fax 06-6944-4741